

第28回

全国市民オンブズマン・オンライン大会2021

地方議会での懲罰濫用分科会 資料

2021年9月26日

地方議会議員の懲罰内訳表（2016～2020）（2021.9.13）1
福岡県内の議会での懲罰濫用について 市民オンブズマン福岡18
懲罰濫用事案報告（敬称略）	
福岡県久山町議会 佐伯勝宣20
群馬県榛東村議会 中島由美子22
岐阜県岐阜市議会 田中成佳28
愛知県弥富市議会 加藤明由30
大阪府忠岡町議会 勝元 由佳子32

かながわ市民オンブズマン

(表 3)

地方議会議員の懲罰内訳表 (2016～2020)

2021.9.13

争訟の有無；「審決」＝地方自治法 255 条の 4 に基づく審決申請

「訴訟」＝処分取消等請求訴訟、「訴訟(国賠)」＝損害賠償請求訴訟

てん末；○は処分取消しの決定・判決 ×は却下もしくは棄却の決定・判決 ○×の記載なきものは継続中を示す

団体名	懲罰議決の年月日	懲罰の種類	被処分議員	争訟の有無及びてん末	処分理由
北海道 札幌市	2019. 6.21	除名	松浦 忠	訴訟 (○2020.6.22 札幌地裁 →×2020.12.23 札幌高裁 →×2021.8.5 最高裁)	初議会時に最年長ということで臨時議長に指名されると、本来の議長選出方法を立候補制にすることを決定するなど、臨時議長の座を利用して一方的に決定したことなど。
深川市	2019. 12. 9	戒告	佐々木 一夫	審決 (× 2020.2.25) 訴訟 (国賠)	議員が発行した議会報告、フェイスブック、選挙管理委員会への問い合わせ中の発言が、無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言などの不穏当発言にあたる。(具体的発言は明確でないが、道の駅問題迫及にあたり、答弁者につき、議場において「答弁に立つ人間がどういう立場がわかっている」と発言した、SNSで議会申し合わせ事項を非難する発言を紹介したなど。)
本別町	2021. 3.22 2021. 4.27	陳謝① 除名②	梅村 智秀 梅村 智秀	審決(なお 2021.6.9 執行停止)	①本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会における資料について、SNSに投稿したことを起因とし、当該特別委員会と本別町国民健康保険病院との関係が損耗され、当該特別委員会における議事運営を阻害した。 ②陳謝文の朗読を拒否した。

青森県 青森市	2017. 6.30 ”	陳謝① 陳謝②	大矢 保 大矢 保	①無礼な言辞を用いてA議員を侮辱した。 ②無礼な言辞を用いて議会の品位を損なった。 (本会議で議長を務めている際、A議員の一般質問に対し議員の答弁を求める際、「くだらない質問だ。答弁し・・・」と呼んだ。)
宮城県 岩沼市	2016. 6.14 ” 9.6 ” 12.6	陳謝① 出席停止 23日② 出席停止 10日③	植田 美枝子 大友 健 須藤 功	①教育民生常任委員会をハワイ旅行のため欠席し、帰国後も同委員会において反省もお詫びもなかった。(一部の議員からは海外旅行のために欠席すると届け出されているので懲罰は厳しすぎるのではとの意見もあった) ②植田美枝子議員がハワイ旅行へ行き欠席した懲罰の陳謝文を本会議において読み上げたことについて、それは「政治的妥協」であり本意ではない旨の発言を議会運営委員会においてした。 ③植田美枝子議員の懲罰に関連して、議会運営委員会において不穏当発言(「市議会のやり方はおかしい」と発言)をした。
仙台市	2018. 6.13	陳謝	花木 則彰	予算等審査特別委員会でのA委員の質疑中に、質疑を妨げるような形で動議発言を求める、A委員の質疑は予算委員会に関係ないと断言する、大声でやじを飛ばし続ける等で質疑進行を妨害した。(本会議でのA議員の「日本共産党は暴力革命の可能性を否定していない。水道サービス事業の職員採用にあたり、重々御注意いただきたい」「市長は、自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考え方について、いかがお考えか。」等の一般質問に対するもの。)

石巻市	2020. 3. 10 〃	3. 10 9. 23	出席停止 8 日① 出席停止 2 日②	黒須 光男 黒須 光男	訴訟	①2/26,27 本会議において、「無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という規定、並びに「議員は、議会の品位を重んじなければならぬ」という規定に違反した。（「架空水増し工事」、同僚議員につき「利権さ絡んでいるからそんなことを言うんだろう」、特定の会社名をあげ、「架空だな」等。なお、黒須議員は、復興公営住宅の建設事業を巡り市長らを背任で告発したが、不起訴処分。） ②9/16 の本会議においても、同様の発言をした。（「東日本大震災の復興工事は官製談合のオンパレード」、「金を懐にもくろむ政治家たち、それに加担している出世を狙う議員の構図がはつきり見えます」等と発言。）
大和町	2019. 12		陳謝	堀籠 日出子		議長不信任案決議が動議され、堀籠議員が賛成答弁で議場外（葬儀会場）での議長と他の議員のめめ事を実名で発言した。
秋田県 潟上市	2016. 9. 28		戒告	佐藤 義久		予算決算特別委員会において、休憩中不穏当な言辭を用い議会の品位を失墜させた。（発言内容不明）
山形県 新庄市	2016. 6. 13 2018. 3. 20		戒告① 陳謝②	星川 豊 佐藤 悦子		①本会議の無断欠席（会期初日の日程を間違えた） ②産業厚生常任委員会において、委員長の制止に従わず3回に亘り発言を続け、著しく会議の進行を妨げ議事を妨害した。
福島県 北塩原村	2019. 9. 9		出席停止 3 日	小原 元		ア) 議会報告に、議員報酬増額に関する議案提出に関して事実とは異なる記載をした、イ) 議会軽視、ウ) 「新人議員たちの初仕事は報酬値上げという事か」と言って冒とく、エ) 招待を受けている村のイベントへの度重なる欠席、カ) 所管事

茨城県 高萩市	2018. 3. 2	出席停止 20 日	田所 和雄	職務調査の欠席、カ)議員同士が議会運営に関する議案の意見交換や調整する必要はないと時間内に帰宅。 ア)議会改革特別委員会の開催中に、議長(田所氏)が一方的に本会議を開会させた、イ)本会議中の動議により開会された議会運営委員会において、本会議を強行再開した ウ)副議長選挙日程が議会運営委員会に諮らずに決めた、エ)議会運営委員会の選定の際に委員会の決定を無視し、総務産業委員会においては過半数をもって決定した事項を無視した。
古河市	2019. 1. 30	戒告	吉住 長敏	本会議 1/23 の一般質問で、不適切な言葉を用いて他の議員を批判した。
鉾田市	2018. 12. 13	出席停止 5 日	倉川 陽好	自身の一般質問の最中に議長による議事進行に従わず、議長に対し暴言を吐いた。(暴言内容は不明)
桜川市	2021. 3. 12	戒告	榎戸 和也	ア)一般質問で自ら作成した文書を配布し、不適切な表現や虚偽の事実、誇大表現など、市民に著しく誤解を与える内容を記載し、訂正削除を求められながら応じなかった、イ)特定職員の名誉を著しく汚した。また桜川市一般職員に対して非常識なパワハラ行為について訴えがある、ウ)議会運営委員会が議長から事実と反する内容の訂正と謝罪をするように言われたが拒否した。「(「パワハラ」は、政務調査において、昼食時・退庁時間際に突然訪問・長時間滞在を指す。)
栃木県 宇都宮市	2020. 9. 29	出席停止 1 日①	保坂 栄次	① 請願者本人の意思・願意を確認しないまま自らが請願書を作成・押印し、これを提出した。
	2020. 9. 29	陳謝②	天谷 美恵子	② 請願の意思があると誤信し、軽率にも紹介議員として署名
	2020. 9. 29	陳謝②	遠藤 信一	

						名したことにより、本来上程されるべきでない請願を上程させ、議会に対する信頼と品位を著しく傷つけた。
鹿沼市	2020. 9.29 2020. 9.29 2020. 3.16	陳謝② 陳謝② 陳謝	出井 昌子 久保井 永三 鰐原 一男			佐藤市長がシテイプロモーションのために作成した「いちご市旗」とナチスドイツの「ハーケンクロイツ」及び「佐藤市長」と「アドルフヒトラー」を写真で対比させた。 本会議の一般質問の際、議長から発言注意を受けたにもかかわらず、これを拒否した。
真岡市	2019. 6.26	戒告	佐々木 重信			① 2/26 定例会一般質問で、「改ざんしております」、「それとも市長、あなたのおかげで、あなたの無策のために殺された、家族が殺された、そういう苦情がありましたか」、「市との協定書では密約か何かわかりませんが」と無礼な発言をした。 ② 陳謝文の朗読を拒否した。 ③ A 議員ら 5 名、B 議長の処分要求を提出しながら、本会議において B 議長に懲罰を科すべきでないとする審査報告に賛成の表決をした。 ④ 議場において「何因縁つけてる」、「聞かち的に」、「あなたは、日本語を私以上に知らない」等の議会の尊厳を著しく低下させる無礼の発言をした。 ⑤ 本会議の一般質問で、「本会議場の市長の不規則発言について」として、事実に基づかない発言を行った。録音記録にはそういった事実は認められなかったが、「テープから消された。議事録から抹消された」と虚偽の発言を行った。また、市長が公用車を私的に使用しているのではないかと風聞によるとする発言等を行った。
群馬県 みどり市	2016. 3. 3 〃 3. 7 〃 3.18 〃 6. 6 〃 9.27 2017. 12.14 2018. 2.27	陳謝① 出席停止 3 日② 戒告③ 陳謝④ 除名⑤ 陳謝⑥ 出席停止 3 日⑦	海老根 篤 海老根 篤 海老根 篤 海老根 篤 海老根 篤 海老根 篤 海老根 篤		審決 (○ 2017.3.22)	

						<p>⑥無礼な言葉、議会の品位を落とす発言をした。(具体的発言は不明であるが、本人の弁明での例示として「裁判官に、だまして」「目明き千人めくら千人」)</p> <p>⑦陳謝文の朗読を拒否した。</p>
榛東村	2021. 3.11 2021. 3.11	陳謝① 出席停止 1 日②	中島 由美子 中島 由美子	審決		<p>①群馬県及び榛東村が公表していない内容について言及した。(webによれば、「村内に新型コロナウイルス感染者がでたこと」)</p> <p>②陳謝文の朗読を拒否した。</p>
大泉町	2020. 9.16	陳謝	浅野 正己			<p>新型コロナウイルスの影響で生活が困窮している町民に対する配慮を欠く発言、職員のオフレコ発言の暴露、町長に対する無礼は発言、同僚議員に対する無礼な発言(「村度議員は必要ない」との問題発言を行った)。</p>
草津町	2019. 9. 2 2019. 12. 2 2019. 12. 6 2020. 3. 2 2020. 6. 5 2020. 9. 7	戒告① 除名② 陳謝③ 出席停止 10 日④ 戒告⑤ 戒告⑥	中澤 康治 新井 祥子 中澤 康治 新井 祥子 中澤 康治 新井 祥子	審決 (○ 2020.8.6)		<p>①全員協議会において「幻の 5 号議案」[勉強しないぬるみの会]等の発言、また町民に誤解を与える内容の新聞折込等を行った。</p> <p>②町長不信任案の審議の中で、私生活にわたる言論であり、極めて破廉恥な内容の発言を行った。(町長から性的被害を受けたとの内容)</p> <p>③町長の不信任案の中で、事実の裏付けのない他の議員の告白を引用して町長を批判した。</p> <p>④全員協議会で「議員の冒流」(議会報のママ)にあたる発言をしたとして議員辞職勧告決議をされたにもかかわらず、これに応じなかった。</p> <p>⑤一般質問の中で、事実を極度に歪曲したメールを検証もなく引用。全員協議会ではホテル従業員を「準医療従事者」</p>

埼玉県 さいたま市	2018. 3.15	出席停止 (会期終了迄)	吉田 一郎		とするなど無責任発言。また「数の暴力」などの無礼な発言。 ⑥体調不良として欠席したにもかかわらず会期中に自身の通信紙を新聞折込するなどしており、正当な理由なく会議を欠席したものの。
幸手市	2016. 9.30	戒告	大平 泰二		文教委員会で説明員の中央図書館長に対し「首つって死ね」と暴言を發した。
上尾市	2019. 6.26	陳謝	野本 順一		本会議の一般質問で故人議員の発言を引用した個所に不穏当な発言があり、議長から発言取り消し命令を受けたが拒否し、議会の品位を汚した。
草加市	2020. 11.26	戒告	吉岡 健		本会議で他議員の一般質問中、他議員に対し「ばかやろう」などの不規則発言をして議会の品位を損ね議事を妨害した。
千葉県 市川市	2017. 9.29	除名	三浦 一成		議会広報委員会において委員長の立場にありながら当日の開議時刻までに届け出なく欠席し議会の体面を汚した。
松戸市	2018. 9.28	戒告	山中 啓之	訴訟 (×2021.1.20 最高裁第2小法廷)	児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で逮捕された後、釈放されたものの、正当な理由なく長期欠席を続けた。
東京都 中央区	2020. 12. 3	戒告	高橋 元気		「松戸市議会議員の議案に対する賛否態度の公開を求めらる請願」の賛成討論において、過去の議決態度について議員個人の名を挙げて例示したことは、討論の範囲を超えるものであり、なおかつ侮辱する発言である。(具体的にどの発言を問題にされているか判断としない) 教育委員会委員の任命同意の採決の際、賛意を表したにもかかわらず、翌日のSNSで任命について批判的な書き込み(高齢である)をし、表決権を軽んじた。

江戸川区	2020. 2.15	出席停止 4 日	滝沢 泰子	定例会の最終日(10/24)、台風 19 号関連の追加補正議案への反対討論を 16:38 から開始し、議長から簡潔にとの指示を受けたが続行し、17:01 議長から発言禁止宣告を受けたが、演壇から降壇しなかった。
平塚市	2021. 3.17	戒告	松本 敏子	本会議総括質問で、「多くの方が肯定的」として公園整備を進める市について「明らかかな嘘を押し切って進めようとしている」と発言したことが、議会の品位を欠く。(市の理事者から議会に不適切発言だとの申入れ)
湯河原町	2020. 9.29 ”	陳謝① 出席停止 1 日②	土屋 由希子 土屋 由希子	①本会議の一般質問で、特別委員会の秘密会で配布された町税等滞納者名簿が回収されていないことを指摘したことが、同内容を SNS で発信したことが、秘密会の議事を漏らしたことにあたる。 ②陳謝文の朗読を拒否した。
新潟県 五泉市	2017. 2.24 ” ”	出席停止 7 日① 出席停止 7 日② 出席停止 7 日③	安中 聡 安中 聡 安中 聡	①本会議の一般質問で不正な領収書が見逃されたとし、「それはつまり当時の監査委員であった A 議員と B 氏、両名が監査委員としてのその役目を怠ったことの証左であると考えます」と発言したことが、特定の個人の名誉を傷つけ議会の品位を軽視して、市議会の秩序を乱す行為にあたる。 ②自らの「通信」(議会報告)に同僚議員(上記の A 議員)を誹謗中傷する記事を掲載したことが議会の秩序を乱す行為にあたる。 ③自らのブログに掲載した活動報告において、市議会を誹謗中傷する記事を掲載したことが議会の秩序を乱す行為に当たる。(多数会派・議長は現市長を応援しているため

							行政の責任追及をしない、懲罰はトップ当選した安中議員の議員としての権利を侵害している等の市民の話を引用し賛意を示した。）
阿賀町	2016. 9. 6	除名	長谷川 良子	審決 (○ 2017.3.30)			町行事に際し、会食会出席の申出を怠ったのに、議会事務局職員が改ざんしたとの抗議をし、さらに事務局員に対する人事介入発言をし、同様の発言を繰り返した。これまでに戒告1回、陳謝1回、出席停止6回、合計8回も懲罰を科せられたが反省がみられない。
福井県 美浜町	2020. 8. 18	陳謝	中 葛 正一				地元紙(福井新聞)によれば、予算決算常任委員会でご不適切発言をした、との理由。※具体的発言は不明。
長野県 王滝村	2017. 6. 22	出席停止 (会期末まで)	三浦 征弘				国有林対策特別委員長である三浦議員が委員会を経ずに森林管理署に質問書を提出したことにに対し、全員協議会で謝罪と委員長の辞職を求めたところ拒否し激昂、その後の議会休憩中に議場で議長と口論をし、暴言を吐いたうえ手を出した。
南箕輪村	2018. 12. 14	戒告	山崎 文直				常任委員会での請願審査において、A 議員が山崎議員に「話にならない。そのレベルでは話にならない」と言ったところ、山崎議員が「それじゃ、出て行かし」と発言したところが、言論の自由を奪う不適切な発言にあたる。
岐阜県 山県市	2020. 9. 18	戒告	郷 明夫				無断遅刻、無断欠席が過去にあり問責決議がなされたにもかかわらず、本日(91/8)の議運も無断欠席した。
静岡県 沼津市	2017. 3. 23	陳謝	江本 浩二				本会議の一般質問において、議長からの再三の制止にもかかわらず、市長の健康状態につき、脳卒中に対する一般論や自身の勝手な憶測で市長の健康状態に疑念を呈し、「脳卒中を起こした際には、何らかの高次脳機能障害が必ず生

						<p>じている」「正常な状態ではない」等と発言したことが議会の品位を低下させる行為にあたる。</p> <p>①本会議の一般質問において、冒頭一般質問と全く関係の無い発言を、認識しながら行い、又委員会において、事実と異なる主張、データ解釈が独善的で偏った発言をしたこととで議事に混乱を招いた。議員として適格性を著しく欠き、ひいては議会の品位をおとしめるものである。</p> <p>②議運で、「本会議での審議ではつるし上げになる」と発言、その後も不適切な発言をしたことが議会の品位保持に反する。(議運の委員長が、「不謹慎かつ無礼な言葉を発し、侮辱とも受け取れる発言で、著しく不快な思いを被った」として懲罰を求めた。</p> <p>③陳謝文を朗読する際に、原文とは異なる発言を行い、懲罰は多数決によるいじめと決めつけ、懲罰に賛成した議員をいじめの加害者のごとく表現し、その議員を1人1人つぶしてまいるという趣旨の表現をしたことが議会の品位保持に反する。</p>
長泉町	2016. 11.28 2020. 8.31 ” 9. 2	出席停止 6日① 陳謝② 出席停止 10日③	小永井 康一 小永井 康一 小永井 康一			
愛知県 新城市	2016 12.16 2021 3.19	戒告① 陳謝②	浅尾 洋平 山崎 祐一			<p>①本会議(12/8)の一般質問において、議員の兼職禁止違反があると断じ、特定私企業の経営状況に關し否定的発言を行ったことが議会の品位保持に反する。※具体的発言は公表された会議録に不記載のため確認できず。</p> <p>②本会議の一般質問において、正体不明の何者かが勝手に日本共産党の掲示板に貼ったポスターをあたかも共産党が作成し貼付したという印象を与えるパネルを掲示したうえ、抗議した共産党所属の同僚委員 ((1)の浅尾議員)</p>

							に対し侮辱を行った。(浅尾議員が懲罰を求めた。)
東郷町	2018. 3.23	戒告	門原 武志				本会議(3/5)で同僚議員が一般質問を終えた直後に、同議員の信用を貶める発言を一言発した。※具体的発言は不明
三重県 志摩市	2019. 6.27	陳謝	上村 秀行				本会議の一般質問(6/13)において、「全員協議会で教育長が所信表明をした際に質問しようとしたら A 議員のヤジで断念させられた」との虚偽の発言をした。また、教育長の配偶者が小学校長である旨の答弁の後に、「例えば、教育長の身内に学校長がいたとすれば、公正公平な判断ができるのか否か。身内が市内の学校で、管理職で勤務しているのか、私にとってはあり得ないことですが、この点に関して、教育長はどう思われますか。」と発言し、教育長を侮辱した。
滋賀県 近江八幡市	2020. 3. 9	陳謝	富士谷 英正				議場内において同僚議員に対し不穏当な発言を行ったことが議会の品位保持に反する。(議場外での人間関係に起因する。)
京都府 精華町	2017. 6.27	戒告	青木 敏				本会議(6/14)の一般質問において、一住民の方の氏名や居住地、経歴、活動など、個人のプライバシーに関する内容を、本人の承諾なく発言したことが議会の品位保持に反する。
大阪府 河南町	2020. 6.19	陳謝	河合 英紀				議員控室で喫煙をしたことに対する辞職勧告決議(否決)の審議中、「議会は非常にぬるい」と発言した。
兵庫県 芦屋市	2017. 12.18 〃	陳謝① 出席停止 5 日②	平野 貞雄 平野 貞雄				①一般質問の持ち時間が終了しても質問を続け議長から注意をしたが続けたので同僚議員 A が声を上げたところ、A 議員を名指しし“ヤジを飛ばして発言に対して圧力をかけた”かの物言いをしして侮辱したことが議会の品位保持に

							反する。 ②陳謝文の朗読を拒否した。
篠山市 (現丹波篠山市)	2018. 3.27	陳謝	岩井 博幸				一般質問(3/14)で観光協会の行ったアンケート調査に対し「作為を感じる」と発言した。 ※会議録を確認できず。
小野市	2019. 3.20	陳謝	椎屋 邦隆				議会傍聴をした生徒の学校に電話をし、「本来学校のことに ついては、私が質問すべきですが、今は質問が認められて いません。」現在の議会における状況が、「民主主義では ない。」という発言を行ったことが議会の品位を汚し、教 育の政治的中立性を侵しかねない行為である。
加東市	2020. 3.24 ” 9.25 2021. 3.16	戒告① 陳謝② 出席停止 10日③	北原 豊 北原 豊 北原 豊				①原則、録音禁止、議長・委員長の許可を要する規則があ るにもかかわらず、無許可で録音をした。(議会報の編集 担当であったため、と弁明) ②本会議において反対討論をしたが、表決で賛成し、また 不穏当な行動をした。 ③市長に関して、嘘、ざる法、マスクの付け方をしらない 等?の発言をした。※具体的な発言を確認できず。
稲美町	2019. 3.19	戒告	木村 圭二				3/5 本会議での町当局の答弁中に答弁者に對し卑しめる 発言をした。(選管委員長の不規則発言がきっかけ?)
奈良県 なし							
和歌山県 串本町	2021. 3. 8 ” 3.22	陳謝 出席停止 4日	清水 健太郎 清水 健太郎				? 会議録の web 公表なし?
鳥取県 北栄町	2018. 2.14 2019. 12. 9	陳謝① 陳謝②	阪本 和俊 阪本 和俊				①受動喫煙防止条例の制定を求める陳情に対し、9月議会の 教育民生常任委員会で「賛成2人、反対3」、「問題意識 を持たない議員では、町民の健康や命を守ることはできま

						せん」と発言したが、前者は、賛成2、継続審査3の事実誤認であり、後者は「無礼の言葉」に相当する。 ②本会議(9/13)の一般質問において、町長の政治姿勢に関する発言中、議長の制止にもかかわらず不穏当な発言を繰り返した。
広島県 東広島市	2019. 12.17	戒告	大谷 忠幸			正当な理由なく議会を欠席した？(本人は、身の危険があるからと弁明。なお、過去に他の議員に対し懲罰にかける趣旨の電話をした経緯があるようだ。)
山口県 周南市	2018. 6.22 2019. 3.22	陳謝① 陳謝②	兼重 元 島津 幸雄			①本会議における同僚議員 A の質疑中に、不規則発言を行い、議長の制止に従わず A 議員に対し「黙れ」「やかましい」と侮辱する発言をした。 ②本会議における官製談合防止法違反容疑による職員逮捕事件を受けての対応の質疑中に行った発言(※会議録に記載されていないため不明)は議会に対する侮辱である。 ※兼重議員が懲罰請求を行った。
徳島県 上板町	2020 611	陳謝	多富佐智子			※地元紙によれば、産業建設委員会委員長の A 議員が行った審査報告に対し、「委員会での議論は十分尽くされておらず、(報告は)信頼性が低い」と発言して、A 議員の名誉を傷つけた。
香川県 なし						
愛媛県 新居浜市	2017. 9.22	出席停止 1 日	岡崎 溥			議案の質疑において同僚議員に対し個人的中傷の発言を行った。※具体的発言不明
伊方町	2020. 11. 2 〃 11.30	陳謝① 出席停止 7 日②	木嶋 英幸 木嶋 英幸			①不明(※地元紙によれば本会議での一般質問が NPO 法人への侮辱にあたるとの理由) ②陳謝文の読み上げを拒否した

高知県 東洋町	2017. 6.15 陳謝 2017. 12. 6 出席停止 1 日 2018. 3. 7 出席停止 3 日 2019. 6.12 除名 2019. 9.10 陳謝 2020. 9.13 出席停止 2 日 2020. 12.17 出席停止 1 日 2020. 6.25 出席停止 1 日 2020. 9. 8 戒告	田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫 田島 毅三夫	審決 (○ 2019.2.21) }	住民へのビラ配布により事実に基づかない情報提供をした。これに対する謝罪等の勧告決議に対する弁明で議題外の発言をした等。
四万十町	2017. 3.14 陳謝① 出席停止 3 日②	西原 真衣 西原 真衣		①政治倫理審査会(秘密会)の議事内容をチラシに記載し町民に配布した。 ②懲罰文の朗読を拒否した。
宿毛市	2020. 6.25 陳謝	川田 栄子		一般質問(6/18)において根拠の乏しい一方的な発言を繰り返し関係者から抗議等を受けたにもかかわらず、6/24議会で品位を欠く発言を行った。(※具体的発言は公表議事録から削除されており不明)
三原村	2020. 12.25 戒告	増井 三郎		※地元紙によれば、正当な理由なく議会を欠席し、欠席理由につき虚偽の説明をした。
福岡県 朝倉市	2017. 12.19 戒告	富田 栄一		本会議の一般質問において不適切な発言をしたとして議長から取消し命令を受けたにもかかわらず、これを拒否した行為が地方自治法 129 条 1 項に反し、かつ議会の規律と品位を傷つけるものである。
糸島市	2017. 9.26 出席停止 3 日	伊藤 千代子		本会議(9/12)において、一般市民 A の個人名を挙げ、事実

							と異なる株式の保有状況について言明した。(A から議長に対し、抗議。「株を持っていた」というところ、「持っている」と言い間違えた)
春日市	2020. 12.16	陳謝	西川 文代				無届で本議会(11/30)に遅刻し委員会を欠席したことに對し議運で謝罪を求められたが拒否した。
古賀市	2019. 1.30	戒告	吉住 長敏				一般質問において、同僚議員 A の意見を少数意見だと述べて A 議員の質問内容を批判し侮辱した。
須恵町	2019. 1.21 〃 3. 1 2021. 3. 3 3. 8	陳謝① 出席停止 7 日② 陳謝③ 出席停止 7 日④	児玉 求 児玉 求 児玉 求 児玉 求				①議長の議事進行に従わずこれを妨害した。(※児玉議員に對する辞職勧告決議の審議中) ②陳謝文の朗読を拒否した。 ③一般質問の際、議長に對し「越権行為だ」と発言して議長の議事運営を妨害した。 ④陳謝文の朗読を拒否した。
久山町	2019. 3.19 2021. 6.10 2021. 8.17	戒告① 陳謝② 出席停止 1 日③	佐伯 勝宣 佐伯 勝宣 佐伯 勝宣				①同僚議員の一般質問の際、議長の許可を得ずに勝手に発言したり離席した。本人の一般質問の際、議長の注意に従わず答弁者の発言を妨害する勝手な発言をし、離席して町長のマイクの向きを変え発言妨害を行った。 ②一般質問で、「(国の補助金を巡り)町が詐欺行為を行った」と発言した。 ③陳謝文の朗読を拒否した。
福智町	2021. 3.17	出席停止 1 日	朝部 寿			訴訟	※地元紙によれば、議長に對し、「三権分立を知っちゃおうか」と発言したことは暴言に当たる。
佐賀県 有田町	2016. 6. 7	出席停止 7 日	金武 康男				※佐賀新聞によれば、1 月の臨時議会で議決された事案に對し 3 月議会の一般質問で再度反対するなどの一連の言動により町政と議会の秩序を乱した。

長崎県 島原市	2019. 9.26 2020. 6.16	陳謝① 出席停止 1 日②	松坂 昌應 松坂 昌應	①本会議において、「やっぱり密室でやろう。総務委員会というテレビ放映のないところで決めてしまおうみたいなのが見えて仕方がない」との発言が、同僚議員や委員会への侮辱にあたる(委員会は傍聴人がおり密室ではない)。 ②本会議場において携帯スマホにより許可なく写真撮影を行い議事の妨害を行った。(直前に、会議規則等を遵守するとの誓約書を提出している。)
熊本県 熊本市	2018. 9.28 〃	陳謝① 出席停止 1 日②	緒方 夕佳 緒方 夕佳	①議場での質疑をあめを食べながら行った。 ②陳謝文の朗読を拒否した。
八代市	2018. 6.27 2019. 7. 9 〃 9.10	陳謝① 〃 ② 〃 ③	山本 幸廣 橋本 徳一郎 橋本 徳一郎	①本会議において、議会の品位を貶め、職員の士気低下につながり、他自治体との人事交流に悪影響を及ぼす発言を行った。(※具体的発言は不明。) ②本会議において、執行部の答弁内容が間違っておりあたかも虚偽であるといわんばかりの発言をし、また、不確実な情報を文書化して市民に流布した(議会の傍聴者に配布)。 ③陳謝文の朗読を拒否した。
大分県 宇佐市	2020. 2.18 〃 3. 2	陳謝① 出席停止 3 日②	中本 毅 中本 毅	※同僚議員 A が中本議員につき「議会の品位を重んじるよう警告する決議」の動議(署名議員 17 名)を出したことにに対し中本議員が行った懲罰要求は否決。(中本議員が、議員視察に酒席が設けられ、しかも全額自己負担ではなく、夕食代名目で一部公金支出がされていることが問題だと指摘し、「公金の支出に関連して虚偽のおそれのある報告書が作成されている」等の指摘をしたことに対する決議。)

						①上記懲罰処分要求は、同僚議員 A の議員活動に対する侮辱である。(A 議員が懲罰要求) ②陳謝文どおりに朗読しなかった。
鹿児島県阿久根市	2016. 3.25 2017. 12. 1 ” 12.19	戒告① 出席停止 1 日② 戒告③	竹原 信一 竹原 信一 竹原 信一			①陳謝文の朗読の冒頭「本当にいい加減にしてもらいたい」と発言し、句読点も読みあげた。 ②議会での発言が、障害者差別、高齢者への侮蔑、市長等への侮蔑にあたる。(※具体的発言内容は不明) ③議会が議決に基づき退場を命令したが従わず、議会を混乱させ議事の進行を妨げた。
西之表市	2019. 3. 7	陳謝	橋口 好文			本会議の一般質問において「南無阿彌陀仏」等の発言等があり、品位保持等に反する。(会議録では確認できず。本人の弁明は、懲罰委が秘密会だからとして議会での説明なし、討論も会議録に記載なし。)
沖縄県 宮古島市	2019. 6.13 6.13	陳謝① 出席停止 3 日②	上里 樹 上里 樹			①議会で不穏当な言辭を用いた。(※具体的な発言内容は不明) ②陳謝文の朗読を拒否した。

※2016～2017 年度分は総務省の刊行物「地方自治月報」から、2018 年～2020 年度分(未刊行)は全都道府県への情報公開請求により基本データ (懲罰を行った議会名) を入手した。処分年月日、処分理由は、会議録・議会報・地方紙などにより調査した。
争訟についての最近の動向は、大友健氏から情報をいただいた。

調査：かながわ市民オンブズマン
協力：大友健

福岡県内の議会での懲罰濫用について

市民オンブズマン福岡

連絡先：電話 092-731-7172 ombuds@f.email.ne.jp

1. (別表) の懲罰事案につき、詳細をご存知でしたら、お教えてください。

・福岡県の懲罰事案のうち、

・糸島市 伊藤千代子議員に関して、糸島市では 2018 年 7 月に情報公開講座を伊藤議員の主催で市民オンブズマン福岡が講演を行いました。伊藤議員について、詳しくは 伊藤議員のブログ <https://chiyodayori.grupo.jp/blog/> にあります。(別表) 以外にも辞職勧告決議等たくさん出されています。

・福智町(武田総務大臣の地元)の朝部議員については、今年の 3 月議会で議長が関連する企業の入札について質問する予定にしていたところ、その質問の前に言葉尻をとらえて出席停止にされた。これについては朝部議員が処分取消損害賠償請求で提訴しています。福智町では、今年 5 月と 8 月に、福智町の朝部議員と同僚議員の議会報告会で、市民オンブズマン福岡から議会の情報公開について講演を行いました。

・久山町議会の佐伯勝宣議員については、先日、また懲罰がありました。

≪「一般質問で不適切発言」久山町議に出席停止 1 日の懲罰≫ 2021/8/18 西日本新聞

久山町議会は 17 日、定例会本会議を開き、佐伯勝宣議員(54)に対して、同日から 1 日間、本会議への出席を停止する懲罰を科すことを可決した。佐伯議員は 6 月の定例会一般質問で「(国の補助金を巡り)町が詐欺行為を行った」と発言したことが不適切とされ、議会への謝罪を求める動議が可決されたが拒否。そのため懲罰動議が可決され、議場での陳謝文の読み上げが命じられたが、再度拒否した。町議会は懲罰特別委員会を設置し、6 月定例会閉会以降、処分内容を協議していた。退場した佐伯議員は取材に「大変遺憾だ。『詐欺行為』という発言が不適切だとは思わない」と述べた。町議会はほかに、1 億 1686 万円を増額する本年度一般会計補正予算案など 13 議案を上程した。会期は 27 日まで。一般質問は 18 日。

佐伯議員は、国の補助金の不正使用について、情報公開と責任について議会で追及しています。報告していただきます。

3. 貴オンブズマンで、地方議会での懲罰濫用等の問題についての取組みをなさっておられましたら、お教えてください。

現在、県内の全議会の情報公開度について調査して、その結果をマスコミで公表する予定です。調査項目は、本会議について、議事録公開までの日数、議事録がネット公開されているか、議員の賛否が公開されているか、など。委員会、全員協議会について、議事録の作成（概要か、逐語訳か）、ネット公開されているか、などを調査する予定です。

また、この内容をそれぞれの議会で取り上げるように準備しています。

市民オンブズマン福岡では、2015年に県に全議会の情報公開について調査しています。

<https://r.goope.jp/fombuds/free/ranking>

また、懲罰濫用について、全国大会以降に議員による交流会を計画しています。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	久山町議会 (福岡県)	お名前	さえき かつのぶ 佐伯 勝宣
懲罰等の 種類	出席停止処分（1日）	懲罰等の 年月日	令和3年8月17日
連絡先（電話・メールアドレスなど） 携帯：090-3074-6776 メール：rsp45964@nifty.com			
<p>【事案の概要】</p> <p>【処分理由】先の6月議会で懲罰委員会が私に出した「公開の議場での陳謝処分」、陳謝文の朗読を私が拒否したことによる。</p> <p>【経緯・経過】</p> <p>①今年6月4日、町長への一般質問において、私が6年半追及している町の不祥事（▷平成26年国交省補助金「目的外使用」、1984万円国交省へ返還に至った）について、私が「町は詐欺行為をおこなった」旨の発言に対し議会が反応。</p> <p>②私の一般質問終了直後。A議員が動議の挙手。私に「謝罪と会議録からの文言削除、発言の訂正」を要求。根拠に基づいての発言であったこと、理不尽な要求であったため、私は要求を拒否。A議員より懲罰動議が出され、懲罰委員会が設置（▷以下、懲罰委と表記）。</p> <p>③6/10 議会最終日、冒頭で懲罰委は私に「公開の議場での陳謝」処分案を提出。朗読用の陳謝文が用意されていたが、とても公開の議場で読めるものではなく、懲罰自体も受け入れがたいもの。朗読を拒否すると、またB議員から懲罰動議が提出。再び懲罰委が設置。</p> <p>④懲罰委は「慎重を要す」との理由で、6月議会中処分を出さず継続審査とする（▷本会議を閉じたのが11:07、閉会中、唯一開かれた懲罰委の所用時間はわずか64分。この6/10最終日中、十分処分を出せたはず）。</p> <p>⑤町議選前、前倒し変則日程で開催の「9月議会」初日、8/17、懲罰委は佐伯に「出席停止1日」の処分案を提出し、この日1日欠席扱いとなる。</p>			
<p>【コメント・争訟の予定・ご提案など】</p> <p>8/25、処分の取り消しを求め、福岡県知事宛て審決申請書を提出。</p>			

* 分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	久山町議会 (福岡県)	お名前	さえき かつのぶ 佐伯 勝宣
懲罰等の 種類	議員辞職勸告決議	懲罰等の 年月日	令和3年3月18日
連絡先（電話・メールアドレスなど） 携帯：090-3074-6776 メール：rsp45964@nifty.com			
<p>【事案の概要】</p> <p>【提案理由】議会や議員に対する中傷内容を自らの議会報告に掲載したとの理由らしい。</p> <p>【問題】私の議員としての権利だけでなく、人としての権利も無視の「辞職決議案提出」。 私が退場中に「辞職勸告決議」が出され、弁明の場すら与えず可決。私には事後報告すらなし。</p> <p>【経緯・経過】</p> <p>最終本会議において、久山町議会会議規則の改正案に対し、佐伯が提案理由を議運委員長へ質問。流れで議長に食い下がったことで(暴言を吐いたの理由?)議長は権限で佐伯を閉会まで退場処分に。退場した後、A 議員より動議、佐伯への議員辞職勸告決議案(2度目)が提出される。</p> <p>①「辞職勸告決議案」が出された時、私は議長より退場を命じられており、提案議員 A の動議の挙手から決議案可決まで、議場に戻されることはなく、提案理由すら示されていない。コロナ禍で開放された本会議場の入退場口から議論の声は聞こえるが、私は「生殺し状態」で時間が過ぎていった。弁明の場もなく、議長による「佐伯議員に対し、辞職勸告決議案が可決されました」の宣告すら聞いていない。</p> <p>②本来、議会事務局が指摘し、退場中の私佐伯を議場に戻し、提案理由を聞かせなければいけなかったはず。それが常識のはず。しかし、「動議」後閉会までの約 50 分、私はまったく議場に戻されることはなく、本会議閉会後も議長・事務局からは「佐伯議員に辞職勸告決議が出されて可決された」との報告は一切なし。他の議員も誰 1 人私に声をかけて来ず。</p> <p>③私は長居はせず、帰宅したが、やはり議長・事務局から「決議案が出て可決された」の報告電話はまったくなし。翌日 3/19 朝、地元西日本新聞の記事をみて初めて「事態」を知る。</p> <p>④この日事務局から、「決議案」の関係書類が自宅に郵送で届く。事務局からの状況説明の手紙はなし。</p>			

※分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	榛東村議会 (群馬県) 議長 南千晴	お名前	中 島由美子
懲罰等の 種類	陳謝	懲罰等の 年月日	令和3年3月11日
連絡先（電話・メールアドレスなど） 10-11.pdf (vill.shinto.gunma.jp)			
090-1458-8746 nakainc8@gmail.com			
<p>【事案の概要】（1）令和3年3月1日開会の令和3年第1回榛東村議会定例会において、自身の一般質問の項番2「コロナ禍・ワクチン接種・経済対策・アフターコロナの村づくりについて」を質問し、その中で「何やらある村内の小学校で発生したということでそれについては、対策方針があると井口局長から12月に聞いておりましたけれども、実際は出ると大変だったと。右往左往して大変な状況だったということが、村民の方からお話をいただいております。」と発言し、執行側から回答をする番になったところ暫時休憩となり、「村内では発生していない」と議長及び健康保険課長から言われ、当職が小学校の校長より陽性患者発生メールをいただいている」と発言した。</p> <p>（2）その日の議会閉会後の全員協議会において 村長より全員協議会開会の申し入れがあり開催、教育長より公表されていないことを議員に伝えるものではない。との発言と、コロナ感染症陽性者の個人情報に触れる発言であると総務課長から説明され、私が村民から「コロナ感染の情報を聞かれたら」と質問をしたところ南議長より知らないと答えるような指導を受けた。その後、誹謗中傷で子供たちがさらされ自殺をしてしまうなどと数名の議員が発言され、私は、以後考えますというような発言をしたが、全員協議会終了間際小山副議長より会議録の発言の削除だけじゃすまないと発言し特別委員会の設置を呼び掛けながらの散会となった。</p> <p>（3）自身の発言取消後の懲罰動議 翌2日の本会議2日目の午後、発言の取り消しを議会で承認され、その後小山副議長ほか2名の常任委員長をしている議員で「中島議員への陳謝の懲罰動議」が提出された。</p> <p>（4）当職の弁明の内容</p> <p>R2.5.15 議運決定による新型コロナウイルス感染症対策に関する議会対応について」の項目に村内で発生した場合の対応が設定されているので、村より報</p>			

告があるものと考え発言しましたが、全員協議会で教育長等よりの「公表されているもの以外は議員に伝えるものではない。」という説明により発言を取り消しました。また、県の方針により、議員に伝えないとの説明を受けましたが、真実は新型コロナウイルス感染症陽性患者に関する個人情報の提供及び保護に関する覚書締結で群馬県知事に届け出た個人情報の提供範囲に議員を入れていないのであろうことが判明いたしました。現在、群馬県知事あてに情報開示請求をしておりますので、その結果で明らかになると思います。

そのような、覚書を締結していること、議員に伝えないことを、あらかじめ明確に説明をいただければ、このような無用な議論は無かったものと思います。

ただし、当然ながら議会の権能を果たすためには、吉岡町で新型コロナウイルス感染症陽性の疑い者が出た折に、保護者に発信すると同時に議員にも情報提供してするなど、本村内においても新型コロナウイルス感染症陽性の疑いなどの情報は、関係者全体に流した時点で議員に伝えられるべきであります。なぜなら、本村内における感染症陽性の疑いで2千人近い村民が困っている状況を「県の方針」の一言で個人情報の保護の観点から知らせず、知らないふりをしろということは本末転倒であり、このような緊急事態に議会の権能を制限した議会活動をしろということを、理解することは村民の信頼を裏切ることと考えます。私は村民の混乱や、困りごとに対して真摯に取り組む議員でありたいと思っております。

以上、懲罰動議に対する私の弁明といたします。

【コメント・争訟の予定・ご提案など】2元代表制の議会制民主主義でありながら、公表しないという取り決めをあらかじめ議員に伝えなければ、小学校を消毒していながら、全く住民に発生したことを知らせないのは、住民自らの自己防衛の機会を奪うことになり、成熟した自治とは言えない。出席停止の動議へ

* 分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	榛東村議会 (群馬県) 議長 南千晴	お名前	中 島 由美子
懲罰等の 種類	出席停止 審決申請 R3.9.6 群馬県自治紛争処理委員会知事へ 意見答申済当日までに取消命令 が出る模様	懲罰等の 年月日	令和3年3月11日
<p>連絡先（電話・メールアドレスなど） 10-11.pdf (vill.shinto.gunma.jp)</p> <p>090-1458-8746 nakainc8@gmail.com</p>			
<p>【事案の概要】</p> <p>(1) 上記陳謝を朗読しないことで、すぐにまた副議長ほかから懲罰の動議が 発せられ動議書の事務局作成に1時間を要し、出席停止の懲罰動議書が配布 され、そのあと、追加日程を加えられ、弁明書を朗読し出席停止の懲罰が可決 された。</p> <p>(2) 当職の弁明書 動議に対して一身上の弁明をいたします。</p> <p>「村民の困っている新型コロナウイルス感染性陽性の疑い情報を議会において議論してはいけないと言う事は、これから村を良くしたいと議員を目指し、榛東村の地方自治の成熟を志す村民お一人お一人の発言を禁じる先礼となる事を避けるため、この動議を甘んじて受けるものであります。」と弁明。</p> <p>議長より出席停止が宣告 退去が命じられた。議場を去った。</p>			
<p>【コメント・争訟の予定・ご提案など】</p> <p>2021.3. 11 陳謝→出席停止 2021.3.12 群馬県知事へ出席停止を求めて審決申 請 2021.6.28 群馬県自治紛争処理委員会にて口頭意見陳述 2021.9.6 群馬県</p>			

自治紛争処理委員会→群馬県知事へ審理終結報告と意見書提出 2021.9.X 群
馬県知事裁決

* 分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	榛東村議会 (群馬県) 議長 南千晴	お名前	中 島 由美子
懲罰等の 種類	戒告	懲罰等の 年月日	令和 3 年 3 月 11 日
<p>連絡先（電話・メールアドレスなど） 10-11.pdf (vill.shinto.gunma.jp)</p> <p>090-1458-8746 nakainc8@gmail.com</p>			
<p>【事案の概要】 侮辱を受けたので処分要求を行った</p> <p>(1) 事実： 本会議の議案審議中における私の質疑に対して、「会議録に内容が掲載されれば、村民が読むことができる。」と話したところ、それは「売名行為」として不規則発言された。</p> <p>(2) 事情： 本村議会が平成 24 年第 3 回定例会において「榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議」で「我々榛東村議会議員は、村民の代表であることを自覚し、全ての村民の期待に努めなければならない。また、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜するような行為を行うようなことがあれば、議会として自らこれを激しく戒めなければならない。」と定められているので、この度の議会の活動原則でもある、村民の声を代弁する質疑そのものが売名行為であるという発言は村民の信頼を裏切り許されるものではない。と処分要求を出したところ、該当議員から発言していないと逆処分要求がされて、出席停止後にこれらが議論され、まさに欠席裁判の体で 3 度ある弁明の機会を 2 度分行使できないばかりか、それ以後の関連する議決に参加することができず。該当議員が発言したことを本人から確認済みの議員もいながら、それらの録音テープで確認できないからだけで事実確認もなく戒告を言い渡されたい。</p>			
<p>【コメント・争訟の予定・ご提案など】</p> <p>あまりに理不尽な扱いが続くようであれば、議会だよりのページ掲載数の支出増加の濫用を諫めるために出席停止の取り消しが知事から出され次第住民監査請求を行う予定。</p>			

* 分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勧告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	榛東村議会 (群馬県) 議長 南千晴	お名前	中 島 由美子
懲罰等の 種類	中島由美子議員に対しブ ログ等の 記事の削除及 び謝罪を求める決議	懲罰等の 年月日	令和 3 年 3 月 11 日
連絡先（電話・メールアドレスなど） 10-11.pdf (vill.shinto.gunma.jp) 090-1458-8746 nakainc8@gmail.com			
<p>【事案の概要】 出席停止の宣告が該当議員のいないところでの決議。内容のほとんどが議会に関係ないことであり、議場や委員会で行われた発言で無く。ほとんどが言いがかりのような内容になってその全文を掲載している。地方自治法にある懲罰と異なり、公費の議会だよりに掲載することは好ましくない。これらの背景にはすべて</p> <p>【経緯】 令和 2 年 7 月 2 6 日執行の榛東村村議会議員補欠選挙で当選した同村の村議会議員（1 期目）である。この補欠選挙は一名が平成 3 1 年 4 月の榛東村長選挙へ出馬した副議長、一名は令和元年 6 月議会委員会中に急死された広報常任委員長、ほかの一名は令和 2 年 6 月の議会開会中に同じく急死された監査委員が欠けたことによるものであった。また、補欠選挙後の 8 月末をもって一名が体調不良で辞職されている。</p> <p>榛東村議会は議員定数は 1 4 名であり、補欠選挙がありながら 1 3 名となっている。今期（第 1 6 期）最後の本会議を、本件処分後の同日に終了している。なお、同議員である中島由美子は、平成 3 1 年 4 月の榛東村長選挙において出馬し落選している。また、平成 2 8 年 2 月 2 8 日まで同村の課長であった。</p>			
<p>【コメント・争訟の予定・ご提案など】</p> 群馬県知事による出席停止命令が出されたのちに、議会だよりの掲載濫用による費用増の住民監査請求を行う予定。			

* 分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	岐阜市議会 (岐阜県)	お名前	田中 成佳 (まさよし)
懲罰等の 種類	出席停止 5 日	懲罰等の 年月日	2001年6月18日
連絡先（電話・メールアドレスなど）			
FAX 058-274-1790 携帯電話 090-8156-2940			
E-mail masayohitanaka@tg.commufa.jp			

市議会での「サル発言」での出席停止 5 日間処分に関して

2001年(平成13年) 1月に行われた岐阜市長選挙で現職を応援する市職員の選挙違反が発覚しました。結果、市長室長をはじめ4名の幹部職員が逮捕される前代未聞の事態となりました。(市長室長は禁固1年執行猶予5年の判決が確定し失職)

私は、3月の定例市議会でこの問題を取り上げ、以下の発言をしました。

「浅野市長が立候補した三回の選挙で繰り返し行われる『市役所ぐるみ』といわれる市職員の選挙運動を市民がどのような目で見ているのか、まったく無知で恥知らずな醜態と言わざるを得ないのであります。反省だけならサルでもできるというコマーシャルがありました、反省すらまったくできない、まさにサル以下と言わざるを得ません」

この発言後、即刻、議事進行がかけられました。「市長を侮辱した不適當な発言だ」と糾弾してきたのです。当初は議長より「サル」の文言を職権で削除するという提案があったが、他党派からサル発言部分以外の文言も削除せよと要求が拡大されるとともに陳謝を求めてきたため断固拒否することとしました。結果、自民、民主、公明等から懲罰動議が出され、懲罰特別委員会設置が決まりました。

サル以下発言の真意は、読んでもらえばわかるように、市長を「サル」などと一言も言っていない。サル以下と指摘したものは、市長選挙のたびごとに「市役所ぐるみ」と非難されながらも繰り返し行われる市職員の違法な選挙運動そのものであります。

懲罰特別委員会を公開審査で行えとの私の主張は認めず、秘密会として審議が行われていきました。

そして驚くべきは、特別委員会の審議では私が発行している市政報告紙に掲載した以下の内容にまで踏み込んで糾弾してきたのです。

「私がサル以下と指摘したものは、選挙のたびごとに「市役所ぐるみ」と非難されながら、繰り返し行われる市職員の違法な選挙運動そのものであります。ゆえに、このことをもって『議会の品位』(?)を落としたなどとギャーギャー騒ぎたて、懲罰を科すなどは全く根拠のない蛮行であり、市長の選挙違反事件を追及する者への挙げ足とりの的な圧力であると強く抗議するとともに、懲罰動議の即時撤回を求めるものであります」

「ギャーギャー騒ぎたてる」とはどういうことだ?という批判を与党議員たちは特別委員会のなかで行い、追及してきたのです。

私は思想信条の自由を楯に「質問に答える必要はない」と拒否してきました。結果、田中には反省の色が全く見えないとされ、議会出席停止5日間が可決されたのです。

私は岐阜市議会が行った懲罰処分は「言論の自由への侵害」および懲罰委員会で の弁明に批判を加えることは「人格権の侵害」であり憲法違反だとの主張をも って処分の取り消しなどを求め、新海弁護士に依頼して提訴しました。

5回の公判の後2002年(平成14年)9月**地裁判決**が出されました。(私たちが求めた懲罰特別委員会委員長の証人申請も認めませんでした)

判決は「出席停止のように議員の権利行使の一時的制限にすぎない場合は、議会の内部規律問題として自治的措置に任せるのが適当で、司法的解決にはなじまない」として**訴えを却下**したのです。

以後、高裁、最高裁に上訴するも門前払いで却下されました。

なお、当該市長は、私たちのリコール運動開始の動向を察知し、翌年1月辞職しました。

また、多くの市民がこの裁判に関心を寄せていただき、毎回傍聴席に入りきれないほどの市民が参加されたため、第三回の公判からは岐阜地裁の一番大きな法廷が用意されました。市民と共有できた裁判だと思います。

***分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。**

懲罰濫用（勸告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	弥富市議会 (愛知県)	名前	加藤明由
懲罰等の 種類	辞職勸告決議	懲罰等の 年月日	令和2年9月23日
連絡先（電話・メールアドレスなど） e-mail ays@re.commufa.jp 電話 0567-67-0001 FAX 0567-65-0181 携帯 090-3933-2236			
<p>【事案の概要】昨年9月議会最終日に突然辞職勸告決議案が提案されました。</p> <p>私は、同年3月から新人議員として就任しました。同年5月に市役所新庁舎が完成し移転をしました。議員に当選前に同新庁舎の建設に係る過程で庁舎用地購入に対し、あまりにも高額な購入費用や移転補償費を問題視し、住民訴訟を起こしておりました。同7月敗訴しました。辞職勸告の最大の理由は、この庁舎訴訟で敗訴し多大な時間的・金銭的損害を市に与えた。オンブズマン活動と議員活動を両立させるなど言うものでした。これとは別に令和元年8月に現議長所有の賃貸マンション2棟の用地が、隣接する市有地の水路に延長60m約65cm（約40平方メートル侵害）はみ出して建てられており、市有地を侵奪状態にある事を住民監査請求を行い、市監査委員から撤去勸告と過去の使用料として130万円の支払勸告が出されました。当該議長は、私を公職選挙法違反で名古屋地方検察庁特捜部に刑事告発を行い、昨年9月25日に出頭し事情聴取を受けました。結果は10月21日付けで不起訴処分でした。</p> <p>3年前の平成30年には当時の市長の不適切な女性関係を調査し、最終的には写真週刊誌フライデーに4ページに掲載され、同市長は、任期途中で辞職に追</p>			

い込まれました。今回の私に対する辞職勧告の本当の理由は、監査委員から撤去勧告を出された**現職議長**と**不適切な女性関係を暴露された前市長の報復行動**であると思っています。

この辞職勧告決議では、全国のオンブズマン組織のおかげで辞職勧告決議の翌月（10月）には、全国のマスコミに取り上げられ新聞紙上はもとより、地元のテレビ放送でも取り上げられ、ネット上でも**辞職勧告決議を批判する書き込み**が数多く寄せられました。全国のオンブズマン組織からの反発を受け辞職勧告に賛成した会派（政新会）は、名古屋市民オンブズマンに対し謝罪文を提出し、翌12月議会では、同オンブズマンから提出された**議会の正常化を求める請願**を全会一致で採択しました。しかしこれらの会派（政新会）の行動は、全国のオンブズマン組織からの反発に恐れをなした事の一時的な対応であり、現状では全く反省の態度は見られません。

【コメント・争訟の予定・ご提案など】

本年1月賛成した**会派(政新会)**の内**1名のみ**を相手取り地元簡易裁判所に30万円の名誉棄損の損害賠償訴訟を提起しました。簡易裁判所は、簡裁での審理には、なじまないとして**名古屋地方裁判所に移送**し、現在3名の裁判官による**合議審で係争中**です。相手方（被告）は、司法審査にはなじまないとして却下を求めています。審理は継続中です。

万が一却下された場合は、**国家賠償請求訴訟**に切替、訴訟金額5万円程度で再提訴を考えています。

懲罰濫用（勧告決議濫用）事案報告シート

議会名 (都道府県)	忠岡町議会 (大阪府)	お名前	勝元 由佳子
懲罰等の種類	議員辞職勧告決議	懲罰等の年月日	令和2年9月9日
連絡先（電話・メールアドレスなど） 忠岡町議会事務局 TEL：0725-22-1122（内線161）			
<p>【事案の概要】</p> <p><u><1 背景></u></p> <p>私は、令和元年に忠岡町議に初当選した忠岡町議であるが、それまでの一般住民時代から住民訴訟等のオンブズ活動を実施。そうした町政の問題点等について、長年、ブログ等のSNSで発信していたことが町民の間に口コミで広がり、住民の支持を得て町議選に初当選できた一方で、私にネット上で批判されていた町職員等の町政関係者は、私が議員になるずっと以前から私に対して恨みを抱いていたという事情がそもそもの背景・前提として存在する。町政関係者が苦々しく思っていた住民が「議員」という公職者になったことで堂々と攻撃しやすくなり、町職員・議会が一緒になって“不都合な住民（議員）”の排除、言論封じに動いた事例であると言える。</p> <p>なお、この議員辞職勧告決議が発議・可決された令和2年忠岡町議会9月議会では、議員辞職勧告決議の動議発議に先立ち、職員へハラスメント行為をした議員の氏名公表ができる罰則規定等を盛り込んだ「忠岡町議会ハラスメント防止条例案」が他議員らから性急に議員提案により上程 → 賛成多数により可決・制定</p> <p>→ 明らかに私をターゲットにした条例。この条例施行日前の事案については、遡って罰則適用できないため、議員辞職勧告決議により制裁を加えたか？</p> <p>また、この辞職勧告決議が町長選を直前に控えた時期になされたことなどから、町長選のための政治的理由も否定できないが、その真意は不明。</p> <p><u><2 本辞職勧告決議の流れ：令和2年忠岡町議会9月議会></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年忠岡町議会9月議会本会議において、突然、他会派議員から動議として発議（この瞬間まで、私自身は全く何も知らなかった。過去に注意等も一切なし） ・私は除斥規定に基づき議場から退場 → 本人不在の状態で審議・可決 <p><u><3 議員辞職勧告決議の理由等（後述6の決議内容参照）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS上で、町あるいは町内の特定の地域を名指しした上で名誉を傷つけるような発信を度々行ってきた。→ 町民を冒涇している。 ・「忠岡町は地縁血縁で成り立っている自治体」「本町職員採用試験が平成中頃まで行ってこなかった。40代以上の管理職は無試験縁故採用で地元の息のかかった職員である」と根拠もなく喧伝した。→ 職員の士気を下げると同時に退職問題や職員採用に影響を与えている。 ・議会一般質問において特定の職員を犯罪者扱いするなど、事実に基づくことのないフェイクニュースをSNS上で広く流布し、当該職員とその家族に精神的苦痛を与え 			

た。

- ・職員に対して、退職を迫って恫喝したり、議員の権力を笠に着た威圧的行動等のパワハラを行った

< 4 受けた被害・影響等 >

- ・この議員辞職勧告決議の内容や議会ハラスメント防止条例制定については、新聞掲載されたのと併せて議会だよりや他会派の活動報告誌に掲載され選挙区内に全戸配布された（新聞については辞職勧告決議の件のみ掲載）。

→ あたかも私が職員へのパワハラや悪質な SNS 発信をしている議員であるかのような、また、町の職員採用で優秀な人材が集まらない理由・原因が私の SNS 発信のせいであるかのような印象を選挙区内の住民・有権者に与えた

- ・町職員（一部）があからさまに私に対して無礼・侮辱的な態度を日常的にとるようになった

< 5 問題点・不当な点 >

- ・辞職勧告決議の理由（いつのどの行為・どの SNS 記事が問題であるのか等）について一切説明がなく、未だに不明である。議長あてに書面にて説明を求めたが、回答・説明なし → 辞職勧告決議により不利益を被った本人が具体的理由を知らない

- ・辞職勧告決議案の発議に至るまでの過程において、その理由としている内容について何ら事実確認等の調査や反論・弁明の機会すらなく、町職員の言い分等を一方的に鵜呑みにしている（「事実に基づかないフェイクニュースを流布した」とされているが、フェイクではない）

→ 不利益を被る本人に証拠や根拠の提出、反論・弁明すらさせることなく、完全に当事者を排除して一方的になされた不当な辞職勧告決議であること

- ・この辞職勧告決議と併せて可決された議会ハラスメント防止条例は、明らかに私（特に SNS での発信）をターゲットとしたものであり、議員と町役場との癒着案件やその他、忠岡町政内の“都合の悪い”事実・問題等を SNS を使って広く世に発信している議員・住民を排除し、その言論を封じ込めようとするものであること

- ・本来、政治的中立が求められる公務員（町職員）が議会内の議員と共に政治的に水面下で暗躍し、特定の議員排除に関与していること

< 6 議員辞職勧告決議書の内容 >

- ・議案名：「勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議について」

- ・決議名：「勝元由佳子議員に対する議員辞職勧告決議」

忠岡町議会議員は、町政に関する権限及び責務を深く自覚し、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努めなければならない。

また、議員として町民から付託を受けた立場と職責を十分に認識し、良識をもって町民の模範となるような行動をしなければならない。

しかし、勝元由佳子議員は令和2年5月に町議会議員に就任してから、ブログなどの SNS において、本町、あるいは本町の特定の地域を名指した上で、名誉を傷つけるような発信を度々行ってきた。

これら一連の発言は、そこに住む町民を冒瀆するものであり、到底許容されるものではない。このような発言を放置するものであれば、本町のイメージが低下することは想像に難くない。

そして、忠岡町は地縁血縁で成り立っている自治体、本町職員採用試験が平成中頃まで行ってこなかった、40代以上の管理職は無試験縁故採用で地元の息のかかった職員であると根拠も無く喧伝することは、町役場で働く職員の士気の低下、近年問題となっている若手中堅職員の退職問題に拍車をかけ、この先本町の職員採用試験を受験する有為な若手人材をも萎縮させるものである。

そのように職員を陥れる言動については、住民サービスの低下に繋がってくるものであると危惧をする。

さらに、令和2年6月議会の一般質問の場において、特定の職員を犯罪者扱いするなど、事実に基づくことのないフェイクニュースを SNS において広く一般に流布したことで、当該職員のみならず、その家族の心情についても著しく傷つけ、精神的苦痛を与えたことは本町議会としても断固として許すことはできない。

SNS を利用して発信する情報は、正確に記述するとともに、その内容については誤解を招かないように留意すべきところ、本町、及び本町住民に対する悪評の流布、本町職員への名誉の毀損を繰り返す勝元由佳子議員には、社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人としての責任を自覚し、速やかに町議会議員を辞職することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

【コメント・争訟の予定・ご提案など】

- ・全国の地方議会で不当な懲罰等濫用の事例があるが、議会・議員内だけで発生したのではなく自治体職員が議会と結託あるいは関与している事例が他にあれば知りたい。
- ・議会内で不当な懲罰等を受けた議員は、当該懲罰の1度だけでは終わらず、議会内での不当な扱いや、職員からの逆パワハラ等、日々、精神的苦痛を受けているケースが多いのではないかと思う。不当な懲罰はその内の1つ。そういった日々ハラスメントや不当な扱い等に対して総合的に、できれば法的に対処できるよう、弁護士の支援・協力が欲しい。
- ・できれば何らかの法的措置は取りたいとかねてから思っているが、弁護士に相談しても、議員に対しては政治的解決（議会等で問題に取り上げる等）をするようアドバイスされたりと、あまり真剣に対応してもらえない。議会・議員の問題に法的に一緒に真剣に取り組んでくれる弁護士を探しているが、見付けるのが困難。
- ・議員は公職者であるが故に、一般住民に比べて攻撃のされ方が激しく、懲罰等を受けた場合、その内容の真偽や正当・不当に関係なく新聞や広報紙等に実名等が掲載・公表されるので、受ける被害・損害等も住民オンブズマンに比べてはるかに甚大である。数の力で理不尽なことが容易に起こる政治の世界の問題に、たった一人で政治的解決や広報活動（住民への問題提起等）だけで解決・改善を図るよう求められても無理があるし、不当な懲罰等で受けた被害・ダメージは、簡単には修復・回復されない。余計な闘いや不当な扱いにばかりエネルギーを消耗し、貴重な労力と時間を浪費することが議員の本来の姿・仕事ではないと思う。もっと弁護士も議会・議員の問題に理解を示し、真剣かつ積極的に議会の問題にも関与・協力して欲しい。
- ・不当な懲罰等を受けた議員の中にはオンブズマンでない議員も多くいるので、オンブズマン・オンブズ活動とは別に、議会内の問題（特に少数派議員イジメ等）で困っている議員が相談できる弁護士の連絡網・ネットワーク等があれば良いと思う。

*分科会資料として、参加者がダウンロードできるようにします。